

Kyoto Art Donation Membershipサービス規約

(目的)

第1条 この規約は、Kyoto Art Donation Membership（以下「本会」という。）の会員（個人に限る。）及びその会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 京都の文化芸術の応援という趣旨に賛同し、次条に定める入会に係る手続を経て承認された者を、本会会員（以下「会員」という。）とする。

(入会)

第3条 本会へは、ウェブサイト「Kyoto Art Donation」（以下「ウェブ」という。）から所定の操作手順により会員となろうとする者の情報を登録し、次条に規定する月会費についてウェブに登録したクレジットカードにより支払うことで入会するものとする。

2 前項に規定する手続により得た会員の地位が存続する期間（以下「会員期間」という。）は、会費を納入した月の翌月末までとする。

(会費)

第4条 会員は、会員種別に応じて以下の月額（税込）を、クレジットカードによる毎月一括の支払いによって納入するものとする。

- (1) ライト会員 500円
- (2) ベーシック会員 1,000円
- (3) スペシャル会員 3,000円

2 会費の支払日は、毎月15日とする。ただし、入会月については入会時に支払うものとする。

3 月途中の入会や第6条に定める会員種別の変更及び退会に係る会費の日割り計算は行わない。

(特典)

第5条 会員に対する特典は、以下に掲げるものとする。ただし、一部の特典（※を付したもの）については、2・5・8・11月の月初日時点で当該会員種別に3箇月以上継続して登録している方に対し、総務省が定めるふるさと納税に係る基準の範囲内の特典を送付するものとする。

なお、市内在住の個人については、一部の特典（※を付したもの）の受取はできない。

| 提供特典 | 会員種別・月額 | ライト 500円 | ベーシック 1,000円 | スペシャル 3,000円 |
|---|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| ・ウェルカム・メッセージ（登録時に送付） | | ○ | ○ | ○ |
| ・Kyoto Art Donation Member's メールマガジン（毎週水曜配信） | | ○ | ○ | ○ |
| ・Kyoto Art Donation Member's Podcast（毎月15日配信予定） | | - | ○ | ○ |
| ・京都市の文化芸術に関する「年間スケジュール」「報告書」詰め合わせセット | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ト（年1回送付） ・京都市の文化芸術に関する事業・施設のおすすめチケット（年1枚送付）※ ・アーティストとも交流できる！報告会・交流会（年1回御招待） | | | |
| ・京都市の文化芸術に関する事業・施設のおすすめチケット（季節ごとに2枚送付）※ ・京都市動物園年間パスポート（年1枚送付）※ | - | - | ○ |

（会員期間の更新、会員種別の変更及び退会）

第6条 会員期間の途中で第4条に掲げる会員の種別を変更する旨又は本会を退会する旨の申入れがあった場合、申入れのあった月の翌々月の会員期間の更新の際に当該種別を変更、又は退会するものとする。

なお、会員種別の変更又は退会の申入れがなく第4条に定める期日までに会費が納入される場合は、会員登録は毎月自動更新される。

（会員情報の変更に係る届出等）

第7条 会員は、入会の際に登録した氏名、住所、電話番号等の会員の情報（以下「会員情報」という。）に変更があった場合、速やかに本会にその旨連絡し、本会からの連絡に従い、会員情報の変更に係る手続をしなければならない。

2 前項の規定による変更に係る手続をしなかったために生じた会員の不利益及び損害については、本会は一切の責任を負わない。

（ログインパスワードの付与等）

第8条 本会は、ライト会員以外の会員に対し、会員専用ページへログインし特典の提供を受けることができるためのパスワードを発行する。本会は毎月第一水曜日にログインパスワードの変更を行い、登録されたメールアドレスを通じて会員に周知する。

2 ログインパスワードは、理由の如何を問わず、他人に教示してはならない。その管理を怠ったために生じた会員に対する不利益及び損害については、本会は一切の責任を負わない。

（会員資格の停止及び取消し）

第9条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。この場合において、資格の停止又は取消しにより生じた不利益及び損害については、本会は一切の責任を負わない。

- (1) 本会の運営を妨害する行為をした場合
- (2) 入会の際に登録した会員情報に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為をした場合
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益又は損害を与える行為をした場合
- (5) 第4条に規定する会費の支払を怠った場合

- (6) この規約に違反する行為があった場合
- (7) その他会員として不適当であると本会が認める場合

(個人情報の取扱い)

第10条 本会は、次に掲げる場合において、必要な範囲内で、個人情報を利用し、又は本会の業務を受託する事業者等の第三者に対し提供する。

- (1) Kyoto Art Donation Member'sメールマガジン、ログインパスワード等の周知をはじめとする各種お知らせ等を配信し、及び送付する場合
- (2) 本会の特典等を受けようとする会員の承諾又は申込みに基づき、サービスの利用に関し提携する事業者、団体等の第三者に情報を提供する場合
- (3) サービスの改善、新たなサービスの開発及びマーケティングデータの活用をする場合
- (4) 会員からの問合せを確認し、及びそれに回答する場合

2 本会は、個人が識別されない統計情報を、本会のサービスの改善、又は新たなサービスの開発のために、ウェブにおいて営業等を行う事業者に対して提供することができる。この場合において、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

(規約の改正)

第11条 この規約を改正する場合、ウェブにその旨を掲載し、会員に通知するものとする。

なお、本会から会員に通知したときをもって当該通知が完了したものとみなす。

(本会の終了)

第12条 本会は、ウェブへの掲載又は会員への通知をもって、本会が提供するサービスの提供を終了することができるものとする。

附則

この規約は、令和5年11月1日から施行する。